

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第10条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱第3条に規定する委員（同条第1号、第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長および委員ならびに監査員が、協議会の職務を行うために秋田市以外の地域に出張したときは、費用弁償として、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に規定する市長等の受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。

(分科会委員への適用)

第5条 前4条の規定は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条の規定による分科会委員（第2条に定める委員が所属する団体等から推薦した者に限る。）について適用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬および費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。